政 策 2-(1)-(1)

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	行政事務の電子化
16 年度 重点施策	① 電子申請・届出の利用促進② 業務・システムの最適化③ 情報システムの調達の適正化
参考指標	① 広報誌への掲載、関係団体等を通じた周知状況、電子申請・届出の利用状況(件数)② 現状の業務・システム体系の見直し方針の策定状況(最適化計画は 17 年度末までのできる限り早期に策定)③ 試行結果に基づく評価手順の適正化の状況

2. 政策の目標等

分野	情報
課題	行政事務の効率化のための情報化

3. 政策の内容

行政の情報化は、行政のあらゆる分野への IT の活用とこれに併せた既存の制度・ 慣行の見直しにより、国民や企業の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、 効率化及び透明性の向上に資することを目的としています。平成 16 年度においては、 以下の施策に取り組むこととしました。

(1) 電子申請・届出の利用促進

広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、利用者の利便性向上にむけてオンライン利用の普及に取り組む。

(2)業務・システムの最適化

金融庁の主要な業務・システムについて、金融機関等との円滑な事務処理の観点を踏まえつつ、中長期的な視野に立って時代の変化を見据えた見直しを行い、 業務・システム最適化計画の策定に向けて、現状の業務・システム体系の見直し 方針の策定に取り組む。

(3)情報システムの調達の適正化

費用対効果分析等に基づく調達優先順位の検討と仕様・見積り等の専門的検証とを通じた情報システムの調達の適正化を試行する。

4. 平成 16 事務年度における事務運営についての評価

(1) 電子申請・届出の利用促進

金融庁では、「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」(平成 12 年 9 月 29 日金融庁行政情報化推進委員会決定)に基づき、申請・届出等手続のオンライン化を進め、平成 16 年 3 月 29 日より、当該アクション・プランに掲げた申請・届出等の手続全件についてオンラインによる手続を可能としました。平成 16 年度以降においては、当該アクション・プラン策定後に法律改正等により追加された手続についてオンライン化を進めているところです。

また、平成16年度における電子申請利用件数は69.695件となっています。

(2)業務・システムの最適化

「電子政府構築計画」等に基づき、業務・システムの最適化計画の策定に向け、 業務・システムの見直し方針を策定しました。当該方針については各府省情報化 統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議に報告し、その助言を受け、平成17年6月29日 に、金融庁行政情報化推進委員会で決定されたところです。

(3)情報システム調達の適正化

一定規模以上のシステム開発における CIO 補佐官参画による仕様・見積り等の検証を行う等により、徹底した仕様等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。更に、大規模なシステム開発案件について、コンサルタントを活用し調達管理態勢を強化することに加え、プロジェクトマネジメント手法(開発工程管理等)を適用することにより、開発工程毎の管理・評価に基づく IT 関連契約の適切な履行を確保しました。

5. 今後の課題

(1) 電子申請・届出の利用促進

金融庁としても「電子政府構築計画」等に則り、引き続き電子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めていく必要があります。

行政手続きのオンライン利用促進に関しては、引き続き広報誌・関係団体等を 通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オン ライン利用の普及向上に取り組む必要があります。

このため、平成 18 年度において、「金融庁電子申請・届出システム」の運用・保守、電子政府の総合窓口 (e-GOV) への移行及び新規に追加された手続き等の開発を実施するため、予算要求を行う必要があります。

(2)業務・システムの最適化

「電子政府構築計画」等において、業務・システム最適化計画を平成17年度末

までのできる限り早期に策定するとされており、当該計画に基づき業務・システムの最適化への取組みを進めていく必要があります。

また、各府省内・府省間において行政事務の基盤となる共通システムのうち府省内ネットワークについては、各府省において、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとされており、金融庁においても庁内ネットワークに係る最適化計画を策定し、実施していく必要があります。

業務・システム最適化計画策定後、最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。このため、平成18年度に当該システム設計・開発に係る仕様書・提案依頼書作成等支援の調達を行うため、予算要求を行う必要があります。

(3)情報システムの調達の適正化

安値入札の再発防止、質の高い電子政府の構築実現等のため、① 調達仕様書等の充実、② 調達先決定に係る技術的評価項目の整理、③ 調達プロセス管理の適正化、④ 調達結果の評価、⑤ ジョイント・ベンチャー参加への対応に重点的に取り組んで行く必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

上記4のとおり、政策の達成に向けて成果があがっていますが、環境の変化や取組 みの有効性等を踏まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がありま す。